

統計委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、統計委員会規則(平成21年4月1日施行)第7条の規定により、統計委員会(以下「委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、当該会議において公開しないと決めた場合は、この限りでない。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成しなければならない。

2 議事の概要は、原則として公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会は、専門的事項を調査審議するため、会議の議決によりワーキンググループを設置することができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第7条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月27日から施行する。